

教育の充実

<これまでの取り組み>

【学校向け施策】

○著作権読本(マンガ)の作成・配布

- ・全国の中学生を対象 (約140万部)

【一般向け施策】

○著作権講習会

- | | |
|------------------|----------|
| ・著作権講習会 | (全国 7箇所) |
| ・都道府県著作権事務担当者講習会 | (1箇所) |
| ・図書館等職員著作権実務講習会 | (2箇所) |
| ・教職員著作権講習会 | (1箇所) |

<今年度の取り組み>

著作権制度の総合的な普及・啓発事業「著作権学ぼうプロジェクト」として、これまでの取り組みに加え、新学習指導要領の施行に伴い、教育現場における著作権に関する知識と意識の普及を重点的に実施。

【学校向け施策】

- 児童・生徒が楽しみながら著作権を学べるソフトの作成・ネットワークによる提供
- 教員向け指導書の作成・ネットワークによる提供
- 著作権読本(マンガ)の作成・配布(継続して実施)

【一般向け施策】

○著作権講習会(2つの講習会を追加)

- | | |
|------------------------|----------|
| ・著作権セミナー | (全国 7箇所) |
| ・都道府県著作権事務担当者講習会 | (1箇所) |
| ・図書館等職員著作権実務講習会 | (2箇所) |
| ・教職員著作権講習会(拡充) | (2箇所) |
| ・著作権等管理事業者著作権実務講習会(新規) | (1箇所) |
| ・企業等法務担当者著作権セミナー(新規) | (1箇所) |

- 学校、図書館、企業など著作物を利用する多様な現場からの著作権に関する多様な質問に答えるデータベースシステム(「バーチャル著作権ヘルプデスク」)の構築

著作権に関する普及啓発事業 (著作権学ぼうプロジェクト)

文化庁では、ITの発達・普及に伴う創作手段・利用手段の爆発的な拡大・普及によって生じた「誰もが権利者になり誰もが侵害者になり得る」時代に対応し、あらゆる職種・年齢層の人々を対象として著作権に関する知識と意識を普及させるため、従来の「著作権講習会」及び「中学生を対象とした著作権制度の普及」を含め、総合的な普及啓発事業を展開します。

1. 「国民一般」を対象 (新規: 平成14年度～平成16年度)

予算額 5百万円 (新規)

- 学校、企業など、著作物を利用する多様な現場からの著作権に関するあらゆる質問に答えるデータベースの構築 (文化庁ホームページによる提供を予定) をします。

2. 「多彩な人々」を対象 (継続: 平成14年度から拡充)

予算額 6百万円 (4百万円)

- 対象者別セミナーの開催 (平成14年度)

一般向け	全国7か所
都道府県職員向け	全国1か所
図書館等職員向け	全国2か所
教職員向け	全国2か所
著作権等管理事業者向け	全国1か所
企業等法務担当者向け	全国1か所

3. 「児童生徒」を対象 (新規: 平成14年度～平成16年度)

予算額 28百万円 (新規)

- 教員がITを活用した授業で活用できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、ゲーム形式で児童生徒が楽しみながら著作権制度が学べるソフトウェア及びその活用のポイントを説明した手引書の作成・配布 (インターネットによる配信)

4. 「教員」を対象 (新規: 平成14年度)

予算額 3百万円 (新規)

- 全教員を対象とした学校教育現場向けの著作権に関する指導書を作成・配布 (インターネットによる配信) します。指導内容・方法、事例集や実践例を掲載する予定です。

5. 「中学生」を対象 (継続)

予算額 52百万円 (54百万円)

- 中学3年生全員に、マンガによるパンフレットを作成・配布しています。

合計 94百万円 (58百万円)

「新学習指導要領（抜粋）」（平成14年4月から施行）

《中学校学習指導要領（抄）》

第2章 各教科

第8節（技術・家庭）

2 内容

B 情報とコンピュータ

(1) 生活や産業の中で情報手段の果たしている役割について、次の事項を指導する。

イ 情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の「B情報とコンピュータ」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)のイについては、インターネット等の例を通して、個人情報や著作権の保護及び発信した情報に対する責任について扱うこと。

《高等学校学習指導要領（抄）》

【第2章 普通教育に関する各教科】

第10節 情報

第1 情報A

2 内容

(2) 情報の収集・発信と情報機器の活用

ウ 情報の収集・発信における問題点

情報通信ネットワークやデータベースなどを利用した情報の収集・発信の際に起こり得る具体的な問題及びそれを解決したり回避したりする方法の理解を通して、情報社会で必要とされる心構えについて考えさせる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、情報通信ネットワークなどを活用した実習を中心に扱うようとする。ウについては、情報の伝達手段の信頼性、情報の信憑性、情報発信に当たっての個人の責任、プライバシーや著作権への配慮などを扱うものとする。

第3 情報C

2 内 容

(3) 情報の収集・発信と個人の責任

ア 情報の公開・保護と個人の責任

多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(3)のアの情報の保護の必要性については、プライバシーや著作権などの観点から扱い、情報の収集・発信に伴って発生する問題については、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法などの観点から扱うようとする。